

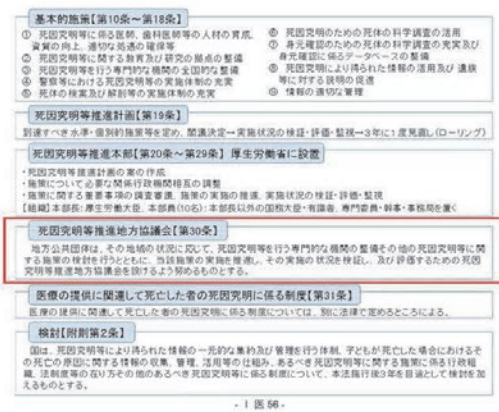
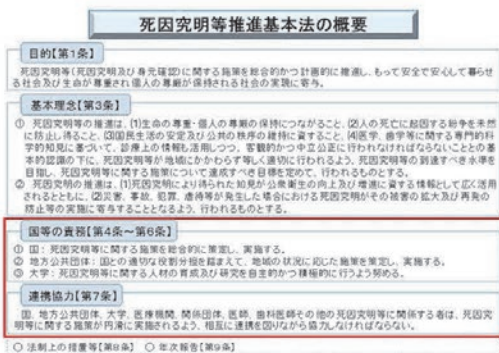
1 地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備の要求

【施策番号21】

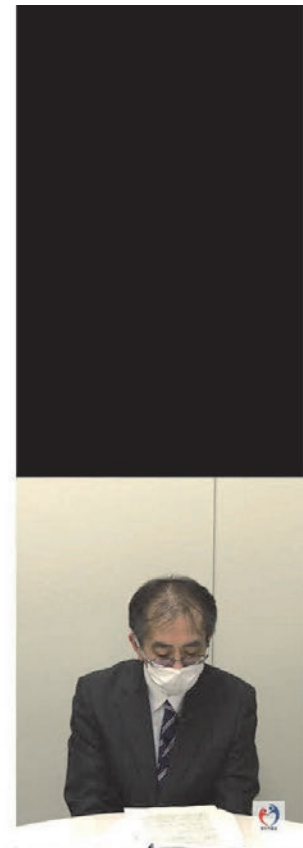
厚生労働省においては、令和4年度中に開催された地方協議会や各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議^{注3)}等を通じ、都道府県に対して、死因究明に係る取組に対して財政的支援を行う同省の各種事業の活用を促すとともに、死体検案、解剖、死亡時画像診断、薬毒物・感染症等の検査、身元確認等に係る専門的機能を有する体制の整備を求めた。

また、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、令和4年3月に作成した死因究明等推進地方協議会運営マニュアル^{注4)}(以下「マニュアル」という。)においても、地方協議会において中長期的に取り組むべき課題の一つとして、「死体検案・解剖・検査等の専門的な体制の構築」を掲げ、その実現に向けた考え方等を示している。

写真3-1 令和4年度全国医政関係主管課長会議における説明状況



医-56



写真提供：厚生労働省

注3) 新型コロナウイルス感染症予防の観点から、参集形式での会議は実施せず、厚生労働省のホームページへ資料及び説明動画を掲載することにより代替した。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32369.html

注4) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/shiinkyuumei_chihou.html

2 地方公共団体の取組の指針となるマニュアルの策定等

【施策番号22】

厚生労働省においては、地方協議会の設置を促すとともに、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、令和4年3月にマニュアルを策定し、各都道府県に配布した。

マニュアルは、地方協議会を設置する際の具体的な手順、地方協議会における取組事例、地方協議会において中長期的に取り組むべき課題、死因究明等の施策に関する計画策定の具体的な流れ等を示したものである。

令和4年度は、地方協議会に積極的に参加し、都道府県においてマニュアルを参考にしながら地域の状況に応じた実効性のある施策を検討・実施するよう促した。

資3-2 死因究明等推進地方協議会運営マニュアルの概要

死因究明等推進地方協議会運営マニュアル 概要

1. 本マニュアルの使い方

本マニュアルは都道府県において、地方協議会の設置や運営、死因究明等の施策に関する計画策定などに取り組む際の参考となるよう、留意点や事例等を示したものである。

2. 地域における死因究明等の体制整備の意義

死因究明により得られた知見は疾病の予防をはじめとする公衆衛生の向上に活用されているほか、死因が災害、事故、犯罪、虐待その他の市民生活に危害を及ぼすものである場合には、その被害の拡大や再発の防止等に寄与している。

3. 地方協議会を設置する際の具体的な手順

- ①事務局として担当者を決める
- ②死因究明等に関連する情報を収集する
- ③収集した情報を元に関連する部署・機関に協力を呼びかける
- ④実際に関係者で集まって地方協議会をスタートさせる

4. 地方協議会における取組事例

- ・東京都死因究明推進協議会
- ・滋賀県死因究明等推進協議会
- ・大阪府死因調査等協議会
- ・香川県死因究明等推進協議会
- ・鹿児島県死因究明等推進協議会

5. 地方協議会において中長期的に取り組むべき課題

- (1) 死体検案・解剖・検査等の専門的な体制の構築
- (2) 解剖・死亡時画像診断など死因究明等の結果の活用やデータベースの整備
- (3) 法医学等の人材の育成・確保

6. 死因究明等の施策に関する計画策定の具体的な流れ

地方協議会における活動が軌道に乗ってきた段階で、地域の状況に応じた死因究明等に関する施策を体系的に推進するため、各地域における死因究明等の施策に関する計画を策定することが重要である（高知県の事例紹介）。

7. 地方協議会における現状分析・施策立案・評価検証の流れ

- (1) 現状分析・目標設定
- (2) 施策の立案、関係者間での連携・協力の取り決め
- (3) 施策の実施・状況報告
- (4) 評価検証・施策の改善

8. 死因究明等の体制構築事例の紹介

- (1) 民間医療機関による死因究明体制の構築
(茨城県筑波剖検センター)
- (2) 地域医師会等への検案業務等の委託事例（東京都）
- (3) 死亡時画像診断実施にかかるCT車の導入事例（大阪府）
- (4) 奨学金貸与者を対象とした法医学者確保策（高知県）
- (5) 薬毒物検査の取組事例（福岡大学）

9. 地方協議会等に関する情報公開について

資料や議事録等については、自由闊達な議論の妨げにならないなど会議の運営に支障がない範囲で可能な限りホームページ等で公開することが望ましい。

10. 支援制度など国の取組の紹介

出典：厚生労働省資料による

3 施策の実施体制や実績等に関する横断的な実態調査の実施

【施策番号 23】

厚生労働省においては、死因究明等の実務の主体となる機関等の実態を把握し、施策を効果的に推進するとともに、今後、国及び地方公共団体が施策に関する定量的な目標設定を行うための基礎的なデータを得るため、関係省庁の協力を得て、大学等の法医学教室、監察医務機関、都道府県警察、海上保安庁等における死因究明等に係る体制や死体取扱状況等に関する調査を実施している。

今後、同調査の結果を踏まえて、国における死因究明等の推進に向けた検討を行うとともに、各都道府県における死因究明等の推進に向けた議論の活性化を促すこととしている。

4 地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備への協力

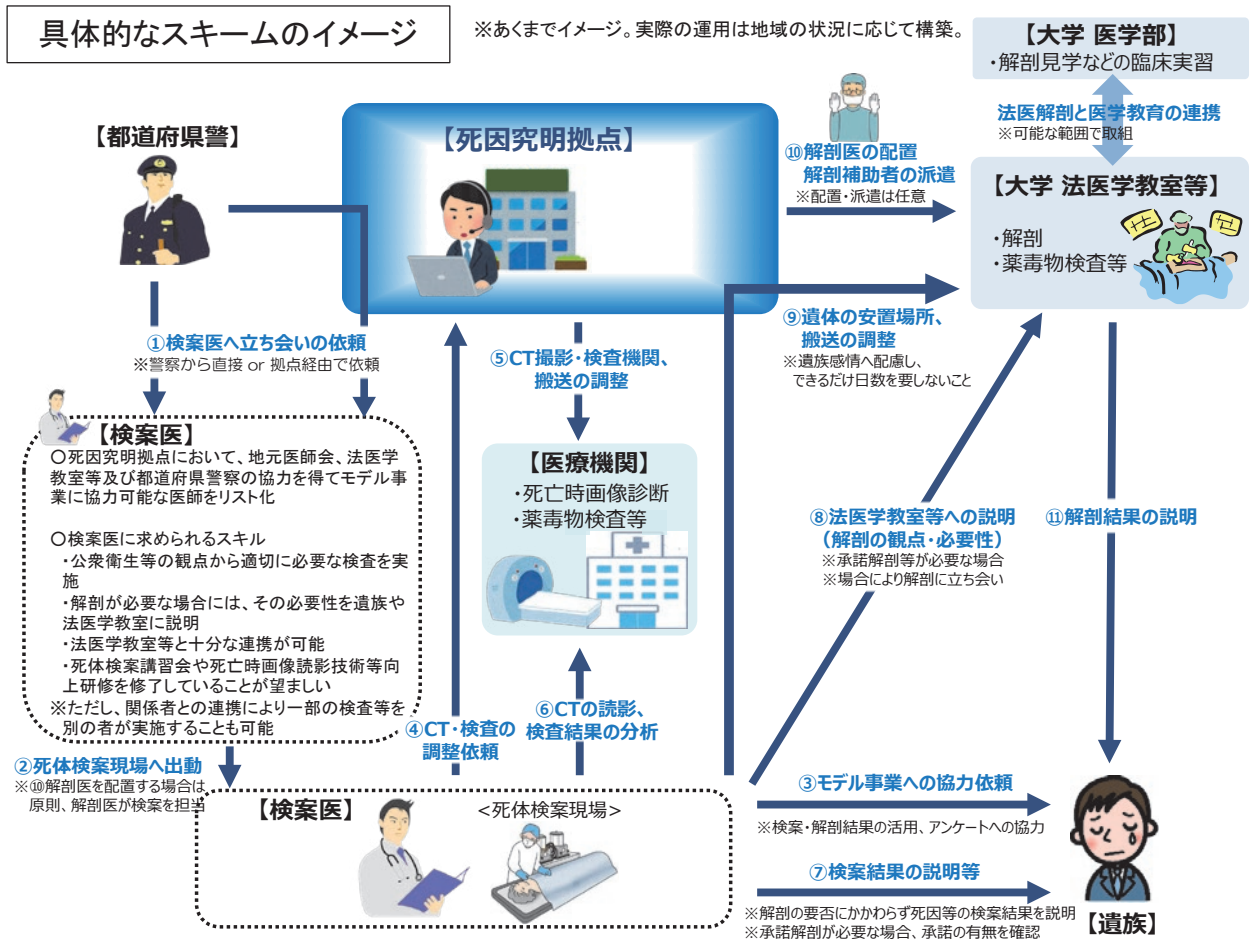
【施策番号 24】

厚生労働省においては、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制の構築を推進するため、令和4年度から、一部の都道府県等を実施主体として死因究明拠点整備モデル事業（検案・解剖拠点モデル事業）を開始している。

検案・解剖拠点モデル事業は、都道府県知事部局、都道府県警察、地域の医師会、大学の法医学教室等の関係機関の連携の下、公衆衛生の観点から必要とされる死亡時画像診断等の検査や解剖を円滑に実施するための拠点を試行的に構築し、運用する事業である。

令和4年度は、3府県で同モデル事業を実施しているところ、引き続き、同事業を推進し、その成果や課題を踏まえつつ、必要な死因究明等の体制の整備について検討を進めることとしている。

資3-4 死因究明拠点整備モデル事業（検案・解剖拠点モデル事業）のイメージ



出典：厚生労働省資料による

5 地方公共団体に対する地方協議会の設置等の要求

【施策番号25】

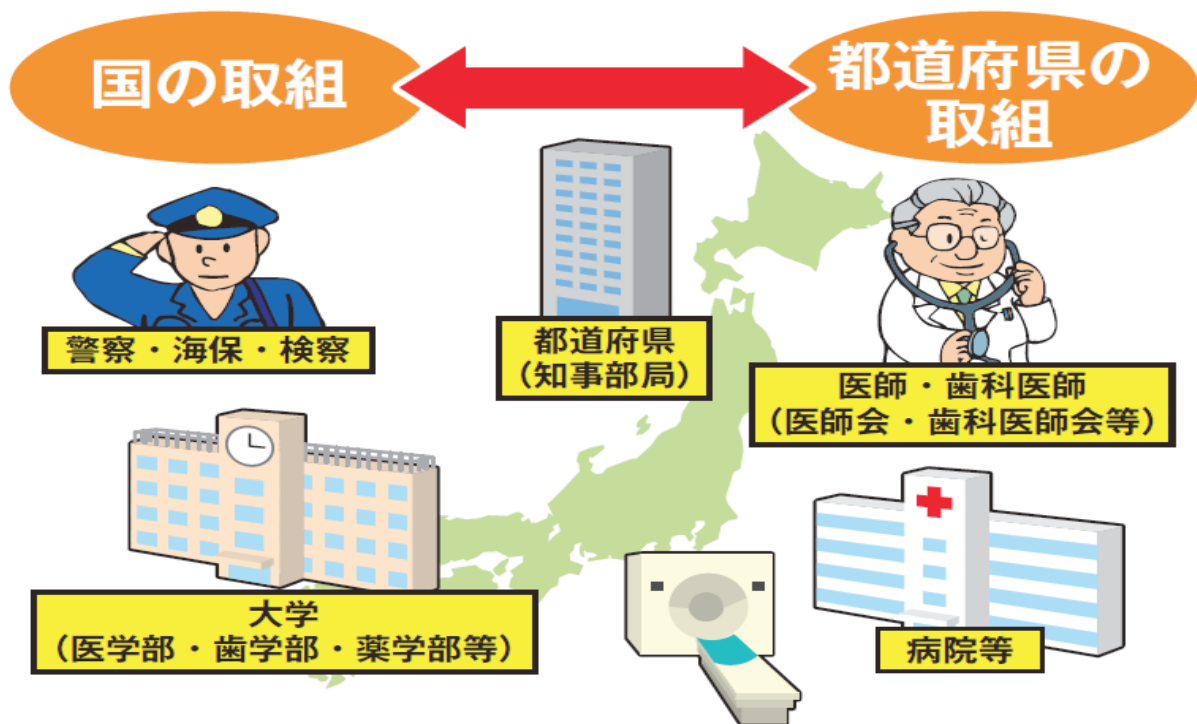
厚生労働省においては、「死因究明等推進計画の策定について」（令和3年6月1日付け厚生労働省医政局長通知。以下「計画策定通知」という。）により、各都道府県知事及び各市町村長に対して、政府において死因究明等推進計画が閣議決定されたことを通知するとともに、基本法第5条の地方公共団体の責務に係る規定、基本法第30条の地方協議会の設置に係る規定等に基づき、死因究明等推進計画を踏まえ、死因究明等に関する施策の推進を図るよう求めている。

また、令和4年度中に開催された各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議等を通じ、都道府県に対して、地方協議会の設置・活用を進め、死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価することを求めた。

その結果、それまで地方協議会が設置されていなかった4県においても新たに地方協議会が設置・開催され、令和4年度末時点で、全ての都道府県において地方協議会が設置・開催された。

資3-5 地方協議会の概要

死因究明等推進地方協議会



出典：厚生労働省資料による

6 地方の関係機関・団体に対する地方協議会の設置・活用に向けた協力についての指示・要求

【施策番号26】

厚生労働省においては、警察庁刑事局長、総務省大臣官房地域力創造審議官、法務省刑事局長、文部科学省高等教育局長、海上保安庁海上保安監、公益社団法人日本医師会長及び公益社団法人日本歯科医師会長に対して、各都道府県知事及び各市町村長に宛てて計画策定通知を発出したことを通知するとともに、本件について、その趣旨の了知並びに管下の関係団体及び関係者に対する周知及び協力を依頼している。

厚生労働省、警察庁、法務省、文部科学省及び海上保安庁においては、関係機関・団体に対して、文書の発出や会議、研修等での指示等を通じて、地方協議会の設置・活用に向

けた協力等を求めている。

写真3-6 令和4年度石川県死因究明等推進協議会の様子



写真提供：海上保安庁

7 警察等の検視・調査への立会いや検案をする医師のネットワーク強化に関する協力 【施策番号27】

警察においては、大規模災害等の発生時における医師の検視・調査の立会いや検案に係る体制を構築することを目的として、平成27年7月に警察庁及び日本医師会が締結した「大規模災害等における警察庁と公益社団法人日本医師会との協力に関する協定」に基づき、日本医師会や都道府県医師会が主催する研修会等に検視官等を派遣して、技能向上に必要な情報の還元を行うなどの協力を行っている。

厚生労働省及び警察庁においては、日本医師会が主催する都道府県医師会「警察活動に協力する医師の部会（仮称）」連絡協議会等の会議の開催時には、職員を派遣し、各都道府県医師会等からの出席者に対して、死因究明等推進計画の内容や警察における検視等の体制について説明するとともに、今後の死因究明等の推進に向けた連携等に関し、協力を依頼している。

文部科学省においては、令和4年度中に開催された全国医学部長病院長会議総会、国立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、警察等の検視・調査への立会いや検案をする医師のネットワーク強化に関する協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

8 歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力

【施策番号 28】

厚生労働省においては、平成 30 年度以降、災害発生時に関係機関・団体と共に迅速に歯科医療を提供できる人材の育成等を目的とした研修の開催に要する経費を補助する災害歯科保健医療チーム養成支援事業を実施しており、同研修の内容には、災害時の歯科所見による身元確認についても含まれている。

警察においては、大規模災害等の発生時における身元確認業務の体制を構築することを目的として、平成 26 年 11 月に警察庁及び日本歯科医師会が締結した「大規模災害等における警察庁と公益社団法人日本歯科医師会との協力に関する協定」に基づき、都道府県歯科医師会等が主催する研修会等に検視官等を派遣し、技能向上に必要な情報の還元を行うなどの協力を行っている。

警察及び海上保安庁においては、日本歯科医師会が主催している警察歯科医会全国大会の開催時には、職員を派遣し、歯科医師等と意見交換を行うなどして協力関係の強化を図っている。

文部科学省においては、令和 4 年度中に開催された全国医学部長病院長会議総会、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、国立大学医学部長会議等の大学・病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

写真 3-8

秋田県歯科医師会、秋田市歯科医師会及び秋田県警察による秋田県総合防災訓練



写真提供：警察庁

TOPICS

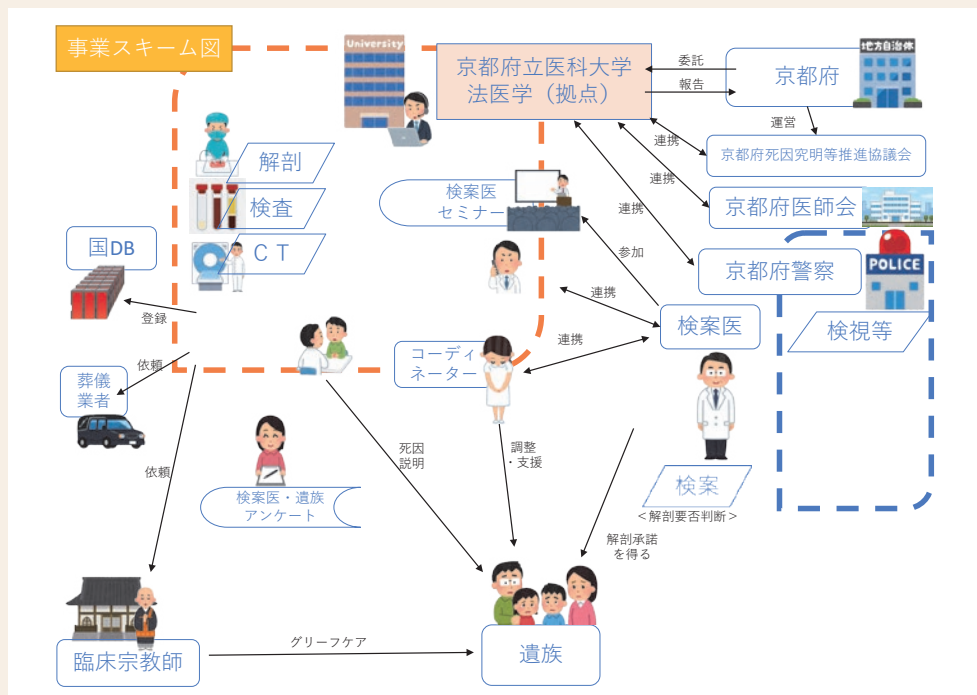
3 死因究明拠点整備モデル事業(検案・解剖拠点モデル事業)による取組

厚生労働省では、都道府県、検案する医師、その他関係者等と連携・協力の上、都道府県知事部局等に死因究明拠点を設置し、警察等が取り扱った死体であって、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）及び死因・身元調査法に基づく解剖・検査等が行われなかったもののうち検案する医師から解剖・検査等の依頼のあった死体を対象に解剖・検査等を行う「検案・解剖拠点モデル」を形成し、地域において公衆衛生の向上のため、解剖・検査等が適切に実施され、それが好事例として全国展開していくことを目的とした死因究明拠点整備モデル事業（検案・解剖拠点モデル事業）を令和4年度から実施している。

令和4年度に検案・解剖拠点モデル事業の実施主体となった京都府においては、京都府立医科大学大学院医学研究科法医学教室に死因究明拠点を設置し、外表から得られる情報だけでは死因が特定できない場合等、検案する医師が必要と判断し、遺族の承諾が得られた死体について解剖・検査等を実施してその死因を明らかにしたほか、遺族の心のケアを行うための遺族会等を開催するとともに、検案医セミナーを実施し、検案の実施方法等に関する講義や、法医学教室における解剖見学を通じて地域における検案する医師の育成を図った。

本事業を通じ、京都府内において、これまで実施例が多くなかった公衆衛生の向上を目的とした承諾解剖を実施する体制整備を推進した結果、当該解剖等を行う前は死因が「不詳」となっていた死体のうち、多くの場合で詳細な死因を特定することができた。

また、死因究明拠点が実施した解剖等の結果を検案する医師に情報共有することで、検案時の疑問点が解消する等、検案する医師の知見の向上が図られる取組となった。



出典：京都府立医科大学資料による